

コウラ
公益信託 高羅記念留学生奨学基金
平成27年度奨学生募集要綱

1. 応募できる者

神奈川県内に居住し、神奈川県内の大学に在学している海外からの私費留学生で、次に該当する者。

- (1) 留学生活上において奨学金の援助を必要とする者
- (2) 品行方正・志操堅固・健康で学業成績が優秀な者
(日本留学試験(日本語) 260点以上取得した者を基準とする)
- (3) 平成27年4月に学部新1年生となる者
- (4) 他の奨学金を受給していない者

2. 奨学金の額等

- (1) 奨学金の額は、月額50,000円(年間60万円)とする
- (2) 奨学金の給付期間は、正規の最短修業年限の終期(最長4年)までとする
- (3) 奨学金は、前期・後期に各1回、6ヶ月分を合わせて給付する
- (4) 奨学金の給付方法は、予め奨学生が当事務局に届け出た銀行口座に振り込む

3. 採用人数

3名の予定

4. 応募の手続き

奨学生に応募する者は、次に掲げる申請書類を、在学する大学の学生部長等の留学生担当部長(以下「担当部長」という)を経て、当事務局に提出する。

- (1) 公益信託 高羅記念留学生奨学基金 奨学生願書(様式1号)
- (2) 在学する大学の担当教員の推薦状(様式2号)
- (3) 最終学歴の成績表の写(日本語又は英語による母国での最終学歴の成績表)
- (4) 日本留学試験結果通知書(写)
- (6) 作文(A4版400字詰め原稿用紙2枚程度、日本語による)

題目 『留学の目的と将来への展望』

5. 応募期限

平成27年 5月11日(月) 【当日必着】

6. 選考及び決定

当事務局は、4.により申請のあった者につき、当事務局に設けた運営委員会に諮り奨学生を決定し、6月中に担当部長を経て、本人に通知する。

【裏面へ続く】

7. 学業成績の報告

奨学生は、毎学年終了後、作文、学業成績証明書及び在学証明書（奨学金を継続して受給する奨学生）を当事務局に提出しなければならない。

8. 異動届出

奨学生は、次に該当する場合は、直ちに当事務局に届け出なければならない。

- (1) 疾病その他の事故又は個人的事情により1ヶ月以上欠席するとき
- (2) 休学、復学、転学部、転学科又は退学しようとするとき
- (3) 本人の住所又は奨学金振込銀行等その他重要な事項に変更があったとき

9. 奨学金の休止

奨学生が休学したときは、その期間奨学金の給付を休止することがある。

10. 奨学金の打ち切り

奨学生が次の(1)から(7)までのいずれかに該当すると認められた場合は、奨学金の給付を打ち切ることがある。

- (1) 傷害、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (2) 停学、退学等の処分を受けたとき
- (3) 学業成績又は素行が不良となったとき
- (4) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- (5) 退学したとき
- (6) 虚偽の申請をしたとき
- (7) その他奨学生として適当でない事由が生じたとき

11. 奨学金に対する義務

この奨学金は返還の義務はない。ただし、虚偽の申請等重大なる不正行為があったときは、奨学金の一部又は全額の返還を求めることがある。

12. 関係書類の郵送先及び照会先

＜公益信託 高羅記念留学生奨学基金事務局＞

〒100-8212 東京都千代田区丸の内1-4-5

三菱UFJ信託銀行リテール受託業務部

公益信託グループ 担当 宮下

TEL 0120-622372 (フリーダイヤル)

(受付時間 平日9:00～17:00土・日・祝日等を除く)